

杉並区子ども家庭計画(案)に対する区民等の意見及び区の考え方

※枝番は、同一人物から複数の意見があった場合に記載

意見 番号	枝番	意見(全文)	区の考え方
1	—	お世話になっております。生誕より杉並区在住の者です。現在 59 歳です。 申し訳ないのですが、今まで一度も結婚はしていません。出産もした事はございません。これを前提としてお話をいたします。 将来の目標を立て、それに基づいて plan を決め、実際に行い、反省会をすると言う P.D.C.A サイクルと言う考えがあります。 両親は娘さんや息子さんの鏡だと思います。昔風に言うと、「親の背中を觀て育つ。」でしょうか。 娘さんや息子さんが、将来、大人になって両親を尊敬出来るか否かが焦点になってくると思います。 その娘さんや息子さんは両親がおこなっていた事が無意識に身についていると思うので、親御さん達は、自分達が胸を張って、自分達の両親を尊敬していたか、又は、親御さん達は自分の娘さんや息子さんを大事に育て、娘さんや息子さんを尊敬出来るかに関わってくると思います。 親になった事はないので、具体的な plan は申し上げられないのですが。 私は、両親を尊敬できます。 以 上	子どもが、保護者を含むすべての大人から一人の人間として尊重されることは、子どもが安心して健やかに成長するために重要であり、その子どもが親になる際に親子間の適切な関係性の構築が期待できると思われます。 区では、令和7年(2025 年)4月に「杉並区子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもの意見を聴き、子どもにとって最善の利益を優先して考慮することなどを保護者の役割としました。また、保護者は、子どもにとって最も身近な存在であるため悩みも多いことから、区は、子どもの年齢や発達程度、置かれている環境等に応じて、子ども及びその保護者に対し、必要な支援を行うこととしています。 区では、各種調査等により子どもや子育て家庭の状況を把握しつつ、様々な不安や悩みの相談に応じ、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行ってきたところですが、今後はこうした支援に加え、子どもの権利について理解を深めるような啓発活動を行うとともに、子どもの権利の保障に関する施策を総合的に実施することにより、子どもが、権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる環境づくりに取り組んでまいります。
2	1	子育て応援券が使いづらい。利用率・利用方法の実態を知りたい。オムツが買えるととても助かる。	子育て応援券事業では、利便性の向上等を図ることを目的に、令和6年度(2024 年度)から従来の紙の応援券に替わるデジタル版子育て応援券(応援券アプリ)を導入しています。 利用率は、令和3年度(2021 年度)実績で 73.48%(※)、利用方法の実態としては、妊娠期やお子さんの年齢に応じ、産前・産後の支援(産後ケア、家事援助等)、一時保育、親も子も楽しむ交流事業(集いの場、イベント等)など、様々なサービスに利用されています。 また、子育て応援券事業は、地域の子育て支援サービスの利用を通じて、子育て家庭や事業者とのつながりを育むとともに、子育ての不安感解消や負担感の軽減を図ることを目的としていることから、オムツ等の物品購入にはご利用いただけないこととしています。 区としましては、今後も事業の趣旨を踏まえつつ、子育て家庭のニーズを捉えながら、子育て応援券がより使いやすいものとなるようサービスの充実や見直しを図ってまいります。 ※令和4年度(2022 年度)以降に交付した応援券の利用率は、有効期限等の関係で確定しておりません。

意見 番号	枝番	意見(全文)	区の考え方
2	2	保育士への待遇改善を記載して保育士が杉並区で働きたいと思ってもらえるような金銭的な支援を施策に入れて欲しい。	保育の質の向上に当たっては、保育士等の人材確保・定着化が重要と考えています。そのため、引き続き処遇改善加算やキャリアアップ補助、宿舍借り上げ補助などを行うことで、保育士等が働きやすい環境づくりを支援していきます。
3	—	保育園の一歳クラスの定員を増やしてください。	保育所の利用児童数は、第2期計画の利用児童実績や昨今の出生数を踏まえると、今後緩やかに減少していくものと見込んでおります。引き続き待機児童ゼロを継続していくために、就学前人口や利用申込者数等の動向を見極めつつ、園舎の建替えを機に定員数を見直すなど、地域・歳児別に必要となる保育定員を確保していく考えです。
4	1	(全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を掲載しています。) 利用できる病児保育が遠方だったり、事前予約が難しい場合があります。場所の充足や利用方法の簡易化を強化してほしい。	利用方法の簡易化については、令和6年(2024年)に電子申請による事前利用登録を開始しました。また、令和7年(2025年)にはインターネット上でリアルタイムでの空き状況の確認や利用予約を可能とするシステムを導入することで保護者の利便性の向上を図ります。 病児保育室の場所の充足については、本計画に記載のとおり既存の病児保育室との地域バランスや、感染症流行期における需要と供給のバランス等を考慮して検討しつつ、区内医療機関や保育園運営事業者への働きかけを引き続き継続してまいります。
	2	(全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を掲載しています。) 幼稚園での一時預かりについて、定時的に夕方までの預かりをする園を増加してほしい。 小規模保育園は少人数クラスのため、友人作りなど社会生活に影響しないか不安がある。小規模保育園同志の交流行事などの実施を検討してほしい	幼稚園の一時預かりについては、利用者数が増加傾向にあるため、私立幼稚園が一時預かりに取り組めるよう、国や都の補助制度を活用した支援を継続する考えです。 小規模保育園間の交流について、年齢に応じた集団活動の機会を確保していくことは、子どもの育ちにおいて重要と考えています。そのため、区立保育園10園が中核園として、引き続き地域の保育施設間における児童の交流や園庭の相互利用などを企画・調整し、子どもが豊かな経験を得られるような取組を進めていきます。
	3	(全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を掲載しています。) 保育士の大変さを実感しているので、待遇の改善、スタッフの充足の為に補助など強化してほしい。	意見番号2-2と同様

意見 番号	枝番	意見(全文)	区の考え方
5	—	学童クラブは利用希望者の増加に対応しきれておらず待機が多数発生している他、そもそも入れる見込みがないから申請を諦めている家庭もあるので、潜在的な利用希望者は待機者以上にいると認識している。また、一人当たりのスペース、1ヶ所あたりの人数規模が国の目安を満たせていない場合もあると考える。 放課後等居場所事業の全校拡大予定も含めて、利用したい児童全員が放課後や長期休暇を友達と安心して楽しく過ごせる環境を一層整備いただきたい。また、低学年と高学年では遊びの種類や幅に違いがあり、例えば身体を動かす遊びがしたい子でも、ドッジボール、カタキ、サッカー、バスケ、一輪車、大縄、ダンスなど、危険で同時にはできない種目がやりたい子たちがいるので、時間帯で分ける等して、より多くの子が好きな遊びができる工夫をしていただきたい。ただそこにいてよいスペースがあるだけでは特に高学年の子は行きたがらないため、豊かな体験や遊びができるようなスタッフ、遊具や蔵書、イベント等を充実させて、勉強・読書やボードゲーム等で静かに過ごす部屋、身体を動かす部屋等、分けていただけるとありがたいです。 また、長期休みだけでなく、小学校の行事の振替休日にも希望者全員に1日預かりしていただけると共働き家庭に大変ありがたいです。	令和7年(2025年)1月に策定した「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」では、行き帰りの安全面を考慮し、引き続き、小学校の改築の機会などをとらえて、小学校内又は小学校近接地への学童クラブの整備を検討していくこととしています。 一方で、学童クラブ需要が高い地域では小学校児童数も増加していることから、新たに小学校内に学童クラブを整備するスペースを見出すことが困難な状況ですが、引き続き、あらゆる視点での検討を進め、学童クラブ需要増加への対応を進めてまいります。なお、整備にあたっては、これまで同様、一人当たりの育成スペースや人数規模など、国等の規定に沿った形で行ってまいります。 また、基本方針では、保護者の就労の有無に関わらず、令和9年度(2027年度)までに、小学生が利用できる放課後等居場所事業をすべての区立小学校で実施することとしており、全校実施に合わせ、校庭・体育館の利用時間の充実や、諸室の利用拡大、おやつを提供など、事業の充実を図ることとしています。放課後等居場所事業は、小学校行事の振替休日等の学校休業日は午前8時から開所し、午後6時まで一日過ごしていただくことができます。今後、これらの取組を着実に進め、これまで以上に子どもたちが活発に活動できる環境づくりに取り組んでまいります。
6	—	来年度の学童クラブに入れませんでした。一方で、学校の児童数は年々少なくなっており、クラス数が減り、教室に空きが出る予定。 おそらく区でも把握されていると思いますので、このスペースを活用し、学童クラブの定員を増やしてほしい。 また、待機児童解消に向けて、ソフト面でも取り組むべきではないか。 親がテレワークの家庭は、児童福祉法第6条の3第2項の規定にあるとおり、「昼間家庭にいないもの」に該当しない 区としてこの辺の家庭状況をどのように把握して、取り組んでいるのでしょうか。 保育園の待機児童問題の次は学童クラブの待機児童問題、本当に必要としている家庭が利用できるようにするべきではないでしょうか。	意見番号5と同様 なお、学童クラブの入会にあたっては、出社、在宅勤務に関わらず、就労証明等により、学童クラブの入会要件の有無、必要度を確認させていただいたうえで、入会決定を行っております。

意見 番号	枝番	意見(全文)	区の考え方
7	1	突然の手紙で失礼します。 先日は御連絡ありがとうございました。 さて、電話でお話したパブリックコメントについて、虐待に関する意見を述べさせて頂きます。 最近、殆んど取り上げなくなりましたが、動機が下らなく腹が立ちます。 懐かなかったとか、自分の作った料理を美味しそうに食べなかったとか汁をこぼしたとか、更に泣きやまなかったとかの理由で投げ飛ばしたり、床にたたきつけたり、目を覆いたくなるほど残酷過ぎます。 私は 40 年近く家族と横浜で暮らしていましたが、自宅近辺で似たような事件がありました。 周りは犯罪者で、映画の題名にもある万引き家族でした。 母親は売春婦で、父親は子供と一緒にスーパーで万引きで、時々病院にしのび込んで患者の財布を盗み取るという有様でした。 万引きに失敗しようものなら、子供に食器や花瓶を投げつけ蹴り倒し、父親はテニスのラケットのようなもので床にたたきつけるような感じでした。 当時は携帯電話を持っていなかったのでどうしようもありませんでした。 嫉みのためだと聞きますがこれは明らかに暴力ではないでしょうか。 それどころか殺人だと思います。 結局、自分の不満を子供にぶつけるだけの八つ当たりではないでしょうか。 更に親は子供を放置し援助交際のような事をしていないのですか。 これでどうして普通の家庭だといえるのでしょうか。 児童相談所の対応にも疑問を感じます。 よく、報道で幼い命が救えなかったと聞きますが、これは学校のいじめと同じ、見て見ぬふりをしているのと同じではないですか。 子供を守るどころか、親について、一体何をやっているのですか。 子供を守るのであれば、家庭裁判所や警察と連携して強制的に親権を停止し、養護施設等安全な場所に避難させるようにするのはどうでしょうか。 きちんと機能するように改善をお願いします。 又親に対して厳しく処罰するようにして欲しいです。	令和8年(2026 年)11 月に開設する区立児童相談所は、児童福祉法に基づき、子どもに関する様々な相談を受け、子どもの命と安全を守るため、必要に応じて、一時保護等の措置を実施いたします。 併せて、区の子ども家庭支援センターでは、要支援家庭を対象とした事業の充実を図るため、児童虐待の早期発見・未然防止の強化に、引き続き取り組んでいく考えです。
	2	子どもの居場所に対する取組について、虐待を受けた子供の避難場所を設置するのはどうでしょうか。 私は今まで横浜に 40 年近く住んでいたのですが、自宅近辺では夕方近くになると所々で、怒鳴り声とともに、子供を投げ飛ばし、床にたたきつける音が聞こえ、すさまじい有様でした。 当時は家族と一緒に暮らし、携帯電話も持っていなかったものでどうすることもできませんでした。 そこで虐待についての相談窓口を設置し、いつでも警察に相談できるようにして毅然とした態度で、警察や家庭裁判所と連携して親と切り離し、安全な場所で過ごし、少しでも虐待が減るよう、効果的な対策を検討して欲しいです。	

意見 番号	枝番	意見(全文)	区の考え方
8	1	(全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を掲載しています。) 区立保育園で、子どもたちを人として尊重し、きめ細やかな対応をしていただけていることに感謝している。 以前は、区立保育園を減らし、民間事業者への委託を増やす方針だった時期もあったが、積極的な改正が提案されており、嬉しく思う。 私立園があることは、多様性が確保され望ましいと思うが、保育の質の向上は、委託による競争ではなく、職員に安定した環境が提供されることによる余裕と、十分な学習機会、感謝の声のフィードバックによるモチベーション向上によってなされてほしい。	保育園需要が急増する中で、定員を維持しつつ急増する保育関連経費の抑制を図るため、区立保育園の民営化を進めてきましたが、地域の中核園や障害児指定園としての役割を着実に展開するため、当面、現在の区営 27 園を維持する考えです。 また、保育の質の向上に向けては、区立保育園の園長経験者が保育施設を訪問し、保育内容に関する相談・助言を行うほか、区立保育園 10 園が中核園として、地域懇談会の開催や保育士等の交流を企画・実施するなど、地域の保育施設間の情報共有・連携の促進に取り組んでいます。 こうした取組を推進することで、引き続き区内保育施設における保育の質の確保・向上を図っていく考えです。
	2	(全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を掲載しています。) どこも人手不足で、予算に限りがあるということも存じているが、保育士の人手や給与に関して、さらなる待遇改善がされてほしい。	意見番号2-2と同様
	3	(全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を掲載しています。) 保育園の園長に限らず、責任のあるポジションに就く方の責任を分散させる、もしくは責任者の支えになるような仕組みがあってほしい。仕組みの導入の際には、それ自体が責任者のさらなる負担になることのないよう、慎重に検討してほしい。	区立保育園における係長級の配置は、園長1人と主査1人の2人体制を基本としてきましたが、令和6年度から段階的に園長1人と主査2人の3人体制への移行を進めています。 これにより、業務負担の分散を図っていく考えです。
	4	(全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を掲載しています。) 子どもの権利、特に意見表明に関する取り組みが、活発に行われていることを嬉しく思う。 児童館を減らすという方針を聞いたときにはとても悲しい気持ちになったが、方針が変わり、児童館が存続の方向に動き出したことに安心した。	令和7年(2025年)1月に策定した「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」では、児童館再編の取組の検証で明らかとなった「児童館ならではの特性」や、不登校者数や要保護児童数が増加している現状などを踏まえ、今ある25の児童館を存置し、現在中学校区に児童館がない7地域では、今後他の区立施設との併設等を前提に、新たな児童館の整備を検討するほか、児童館のうち7館(7地域に各1館)を「中・高校生機能優先館」に位置付け、中・高校生の居場所機能の充実を図ることとしています。 今後、この取組を着実に進めることで、身近な地域に、子どもが安心して自分らしく過ごせる居場所を増やしてまいります。

意見 番号	枝番	意見(全文)	区の考え方
8	5	(全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を掲載しています。) 隣接区の児童館を利用した際、中高校生が積極的に利用していたことや、親子プログラムにファミリーテーションの視点が盛り込まれていることが印象的だった。 周辺エリアを中心に、他自治体との交流があってもいいのではないかと。お互いの良さを引き出していけるような、明るい気持ちで取り組めるものあってほしい。	意見番号8-4と同様 なお、これまでも区の児童館では子どもが安心して安全に過ごせ、子どもが主役の遊びや活動を通して、子どもたちが自主性・社会性・創造性を培い、自らの可能性を広げ、健やかに成長していけるよう支援してまいりました。今後も遊びや体験活動等の充実を図り、子どもの健やかな成長を支援していくとともに、子どもが課題等を抱えている場合にはそれを早期に発見し、適切な支援につないでいきます。 また、他自治体との交流については、中・高校生向け児童館を運営している自治体と、定期的な情報交換を行うとともに、職員の交換研修を行うなどの交流を行っております。今後もこれらの取組を通じて他自治体の事業事例や子どもの対応など、児童館運営の参考としてまいります。
9	1	資料の中に 18 歳未満、という言葉がある。確かに 18 歳で成人になるため、子供ではなくなるわけだが、18 歳だとたいていは高校 3 年生。その時点で支援が切れてしまうと言うのは問題が生じる場合もあるのではないかと。状況に応じて 18 歳を迎えた年度末くらいまでサポートを続けることを考慮して欲しい。	本計画の児童福祉法に基づく事業の対象は、原則0歳から 18 歳までの児童です。しかしながら、継続的に事業を利用している高校3年生の児童が、満 18 歳に達した場合でも、必要に応じて年度末までを利用対象としています。 なお、困難等を抱える子どもへの支援を切れ目なく行っていくことは大切であると考えており、今後、国等の動向も踏まえながら検討してまいりたいと考えています。
	2	グラフ等にある年の表記が、元号と西暦併用になっているのはとてもわかりやすい。ぜひ他の資料でも同等の表記にして欲しい。	今後も元号と西暦を併用するなど、わかりやすい資料の作成に努めてまいります。